10. パク・ハンセ（PAK HAN SE）
北朝鮮の弾道ミサイル製造を監督し、北朝鮮の主要な武器ディーラーであり、弾道ミサイル及び通常兵器に関連する物品及び装備の主要な輸出者である、コリア・マイニング・デベロップメント・コーポレーションの活動を指示するセコンド・エコノミック・コミッティーの副委員長。
別名：カン・ミョンチョル（Kang Myong Chol）
国籍：北朝鮮
旅券番号：290410121
住所：北朝鮮

11. パク・トチュン（PAK TO CHUN）
ミュニションズ・インダストリー・デパートメント（ＭＩＤ）の元書記であり、現在、核及びミサイル計画に関する事案について助言している。国務委員会の元委員及び朝鮮労働党ポリティカル・ビューローの局員。
別名：パク・ドチュン（Pak Do Chun）
生年月日：1944年3月9日
国籍：北朝鮮

12. リ・ジェイル（RI JAE IL）
全ての北朝鮮メディアを管理し、市民を管理するために用いられている朝鮮労働党プロパガンダ・アンド・アジテーション・デパートメントの副部長。
別名：リ・チェイル（RI, Chae-Il）
生年：1934年
国籍：北朝鮮

13. リ・スヨン（RI SU YONG）
北朝鮮の防衛産業のための調達及び平壌の軍事関連販売への支援に特化したコリア・リョンボン・ジェネラル・コーポレーションの職員。また、その調達は、おそらく北朝鮮の化学兵器計画も支援している。
別名：情報なし
生年月日：1968年6月25日
国籍：北朝鮮
旅券番号：654310175
性別：男性
住所：キューバ

14. リ・ヨンム（RI YONG MU）
取得・調達を含む北朝鮮の全ての軍事、防衛及び治安関連の事案について指示及び指導する国務委員会の副委員長。
別名：情報なし
生年月日：1925年1月25日
国籍：北朝鮮

附属書Ⅱ：資産凍結（団体）

1. カンボン・トレーディング・コーポレーション（KANGBONG TRADING CORPORATION）
カンボン・トレーディング・コーポレーションは、北朝鮮に対し、又は北朝鮮から金属、黒鉛、石炭又はソフトウェアを直接又は間接的に売却、供給、移転又は購買し、受領した収入又は物品は、おそらく北朝鮮政府又は朝鮮労働党の利益となっている。カンボン・トレーディング・コーポレーションの親組織は、ミニストリー・オブ・ピープルズ・アームド・フォースィーズ。
別称：情報なし
所在地：北朝鮮

2. コリア・クムサン・トレーディング・コーポレーション（KOREA KUMSAN TRADING CORPORATION）
コリア・クムサン・トレーディング・コーポレーションは、北朝鮮の核計画を監督しているジェネラル・ビューロー・オブ・アトミック・エナジーにより、直接的又は間接的に、所有され又は管理され、そのため又はその代理として行動又は行動していると主張している。
別称：情報なし
所在地：北朝鮮平壌特別市

3. コリョ・バンク（KORYO BANK）
コリョ・バンクは、北朝鮮の経済における金融サービス産業で活動し、朝鮮労働党のオフィス39及びオフィス39に関連している。
別称：情報なし
所在地：北朝鮮平壌特別市

4. ストラテジック・ロケット・フォース・オブ・ザ・コリアン・ピープルズ・アーミー（STRATEGIC ROCKET FORCE OF THE KOREAN PEOPLE'S ARMY）
ストラテジック・ロケット・フォース・オブ・ザ・コリアン・ピープルズ・アーミーは、北朝鮮の全ての弾道ミサイル計画を担当し、スカッド及びノドンの発射に責任を有している。
別称：ストラテジック・ロケット・フォース：ストラテジック・ロケット・フォース・コマンド・オブ・ケー・ピー・エー：ストラテジック・フォース：ストラテジック・フォースィーズ（Strategic Rocket Force; Strategic Rocket Force Command of KPA; Strategic Force; Strategic Forces）
所在地：北朝鮮平壌特別市

○外務省告示第二百四号

国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号。なお、平成二十一年外務省告示第三百九十二号、平成二十四年外務省告示第百七十四号、平成二十五年外務省告示第四十一号、同年外務省告示第百十五号、平成二十六年外務省告示第二百七十七号、平成二十八年外務省告示第六十八号及び平成二十八年外務省告示第四百六十四号により改正が行われている。）に関し、平成二十九年六月二日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千三百五十六号において、同理事会決議第千七百十八号８（ｄ）に定められた資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を新たに指定したことに基づき、平成二十一年外務省告示第二百九十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月九日

外務大臣　岸田　文雄